

議案第6号

大網白里市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年9月3日提出

大網白里市長 金坂昌典

大網白里市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

大網白里市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の一部について助成金（以下「医療費等助成金」という。）を支給」を「（以下「医療費等」という。）の一部を助成」に改める。

第2条第3項中「従い」を「応じ」に、「掲げる者」を「定める者」に改め、同項第2号及び第3号中「ないか又は」を「ない場合又は」に改める。

第3条第1項中「医療費等助成金の支給対象者」を「医療費等の助成の対象者」に、「ひとり親」を「市内に住所を有するひとり親」に改め、「、市内に住所を有し、かつ」を削り、「医療保険各法」を「社会保険各法」に改め、同条第2項第3号中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同項第4号中「医療保険各法」を「社会保険各法」に改める。

第4条の見出し中「支給」を「助成」に改め、同条第1項中「医療費等助成金は、」を削り、「支給しない」を「医療費等は助成しない」に改め、同項第1号中「9月までに申請するもの」を「10月までに受けた医療」に、「規則」を「、規則」に改め、同項第2号中「に定める」を「に規定する」に改める。

第5条第1項中「医療費等助成金」を「医療費等」に、「医療保険各法」を「社会保険各法」に改め、同項第2号中「附加給付額」を「付加給付額」に改め、同項第4号中「補てん額」を「補填額」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 別表に掲げる世帯の区分に応じ、同表に掲げる自己負担基準額

第5条第2項中「医療費等助成金として」を削り、同条第3項中「医療費等助成金は、」を削り、「支給しない」を「、医療費等は助成しない」に改める。

第6条を次のように改める。

(助成の方法)

第6条 医療費等の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、受給券の交付を受けなければならない。

2 医療費等の助成は、前項の規定により受給券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が契約医療機関等（病院等のうち千葉県と医療費等の助成の取扱いについて契約を締結しているものをいう。以下同じ。）で医療を受けるときに受給券を提示し、市長が当該受給者に支払うべき助成の額を当該契約医療機関等に支払うことにより行う。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより助成を行うことができる。

第7条中「に掲げる事項に変更が生じた」を「のいずれかに該当する」に改め、同条第1号中「が変更した」を「に変更があった」に改め、同条第2号中「医療保険各法」を「社会保険各法」に改め、同条第3号中「受給資格者が」を削る。

第8条中「医療費等助成金」を「医療費等の助成」に、「、譲渡し」を「譲渡し」に改める。

第9条の見出し中「助成費」を「助成額」に改め、同条中「によって、医療費等助成金」を「により医療費等の助成」に、「その者」を「、その者」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条第1項第5号）

世帯区分	入院1日又は通院1回当たりの自己負担基準額	調剤の自己負担基準額
市町村民税所得割課税世帯	300円	0円
上記以外の世帯	0円	0円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大網白里市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に受給資格者が受けた医療に対する医療費等の助成について適用し、施行日前に受給資格者が受けた医療に対する医療費等の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の条例第6条第1項の規定による受給券の交付その他改正後の条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。